

NewsLetter

知的財産センター活動報告

ご 報 告 2011年度発明奨励費授与者が決定しました！

発明奨励費とは、2010年度に新しく創設され、本学において知的財産活動に貢献した研究者に対して付与する奨励費のことです。発明奨励費には、発明新人奨励費（本学において初めて特許出願等をした教員に対して付与する奨励費）と、発明功労奨励費（本学の知的財産活動に貢献した教員に対して付与する奨励費）の2種類があります。

2011年度のそれぞれの奨励費授与者は以下のとおりです。

発明新人奨励費 〈6名〉		発明功労奨励費 〈1名〉
理工学部 石井 大輔	理工学部 田原 大輔	理工学部 木村 瞳
理工学部 石崎 俊雄	理工学部 富崎 欣也	
理工学部 池田 勉	理工学部 西原 弘訓	

ご 報 告 2011年度特許出願状況

2011年度は、合計23件の特許出願がありました。（2012年3月31日現在）

なお、発明の名称・内容等は、出願日から約1年半後に公開（特許電子図書館(IPDL)）されます。

	発明者	出願番号	出願日	出願種別
1	理工学部 池田 勉	特願2011-110775	2011.05.17	共同出願
2	理工学部 木村 瞳	特願2011-099226	2011.04.27	共同出願
3	理工学部 木村 瞳	特願2011-099225	2011.04.27	共同出願
4	理工学部 木村 瞳	特願2011-099227	2011.04.27	共同出願
5	理工学部 石崎 俊雄	特願2011-218418	2011.09.30	単独出願
6	理工学部 植村 渉	特願2011-147824	2011.07.03	単独出願
7	理工学部 三浦 雅展	特願2011-151984	2011.07.08	単独出願
8	理工学部 木村 瞳	特願2011-149160	2011.07.05	共同出願
9	理工学部 木村 瞳	特願2011-200040	2011.09.13	共同出願
10	理工学部 西原 弘訓（代表） 理工学部 進藤 康則	特願2011-193255	2011.09.05	共同出願
11	理工学部 石井 大輔（代表） 理工学部 中沖 隆彦	特願2011-201199	2011.09.14	共同出願
12	理工学部 岩澤 哲郎	特願2011-205400	2011.09.20	単独出願
13	理工学部 三浦 雅展	特願2011-258397	2011.11.28	単独出願
14	理工学部 岸本 直之	特願2012-004983	2012.01.13	共同出願
15	理工学部 田原 大輔（代表） 理工学部 堀川 武	特願2012-001645	2012.01.06	単独出願
16	理工学部 中沖 隆彦	特願2012-053918	2012.03.12	共同出願
17	理工学部 木村 瞳	特願2012-029174	2012.02.14	共同出願
18	理工学部 木村 瞳	特願2012-029175	2012.02.14	共同出願
19	理工学部 石崎 俊雄	特願2012-029991	2012.02.14	単独出願
20	理工学部 渋谷 恒司	特願2012-030634	2012.02.15	共同出願
21	理工学部 西原 弘訓（代表） 理工学部 進藤 康則	特願2012-030455	2012.02.15	共同出願
22	理工学部 宮武 智弘	特願2012-051446	2012.03.08	単独出願
23	理工学部 山添 誠司（代表） 理工学部 和田 隆博	特願2012-068695	2012.03.26	単独出願



ご報告 「新技術説明会」を開催しました!

本説明会は、企業関係者を対象に実用化を展望した大学発の新技術等について講演を行い、広く実施企業・共同研究パートナーを募るものであります。

去る2011年11月29日（火）、独立行政法人 科学技術振興機構（JST）、明治大学および龍谷大学主催で開催しました。本学からは、理工学部 木村 瞳 教授、理工学部 富崎 欣也 准教授、理工学部 三浦 雅展 講師によりご講演いただきました。

2012年3月16日（金）には、独立行政法人 科学技術振興機構（JST）、関西8私大（大阪産業大学、関西大学、関西学院大学、京都産業大学、近畿大学、甲南大学、同志社大学、龍谷大学）主催で開催し、本学からは、理工学部 山添 誠司助教によりご講演いただきました。

今後も知的財産センターでは、期待される先端技術を積極的に社会へ発信して参ります。

お知らせ 「2012年度 知的財産セミナー」を開催します！

深草キャンパス
〈前期〉

開催日：6月頃
テーマ：未定
講師：未定

瀬田キャンパス
〈後期〉

開催日：11月頃
テーマ：未定
講師：未定

詳しく決まり次第、知的財産センターホームページ(<http://chizai.seta ryukoku.ac.jp/>)や学内掲示にて広報して参ります。
ご関心のある方は、是非ご参加ください。

知財トピックス（第7回）「日米における特許法改正」

昨年、日米両国で特許法が改正されました。特に、米国における改正は60年ぶりの大幅なものですが、昨年2011年9月16日にオバマ大統領が署名して、発効しました。

米国の改正法はAmerica Invents Actと呼ばれており、多岐に亘る改正点がありますが、ここでは先願主義への移行を取り上げたいと思います。

先願主義というのは、特許庁に対して最初に出願手続きした者が特許を取得するという制度です。誰が最初に手続きをしたかが明白であり、権利関係を巡る紛争を避けることができるという利点があり、米国を除く世界の主要国で採用されている特許法上の制度です。

一方、米国は1790年の最初の特許法制定以来、先発明主義を採用していました。先発明主義というのは、特許庁への出願の前後を問わず、最初に発明した者が特許を受けることができるというものです。米国では発明者だけが特許を受けることができる制度を採用しており、この制度は今回の改正でも変更されません。企業は発明者から特許権の譲渡を受けることになります。発明者を尊重する考えが、先発明主義に結びついていると思われ、資力に乏しい個人発明家を保護するために、出願手続の前後よりも発明の前後を重視する先発明主義が米国では根強く定着していました。

先発明主義においては、だれが最先の発明者であるかを巡って争いが起きることがしばしばであり、発明者の認定に多くの時間と費用を費やすという弊害が生じていました。さらに、グローバル経済の時代になり世界特許の重要性が増すと、米国だけが先発明主義を採用していることの弊害を訴える声が、米国の大企業からも上がるようになりました。

半世紀ぶりの特許法改正に盛り沢山の内容を押し込もうとするロビー活動のために、法改正は挫折を繰り返しましたが、昨年ようやく上記の改正法が成立した次第です。

米国の先願主義は、歴史的ないきさつから先発明主義のな

どりを残しており、日本などが採用している純粋な先願主義とは少し異なる点がありますが、細かいことは省略します。

オバマ大統領の署名から1年6月の経過措置期間を置き、2013年3月16日以降の出願から、先願主義が適用されます。

一方、日本の特許法改正で、大学の研究者に影響が大きいものは、新規性喪失の例外規定（特許法第30条）の改正であると思われます。出願手続前に発明の内容を公表あるいは公然実施すると新規性が喪失し、特許を取得することができないというのが先願主義の原則です。特許法第30条は、この原則に対する例外を規定していますが、今回の改正で例外が大幅に拡大されました。

改正後の規定では、「特許を受ける権利を有する者（発明者）の行為に起因して第二十九条第一項各号（新規性喪失）のいずれかに該当するに至った発明」であっても、所定の手続をすれば新規性を喪失しなかったものとみなすという規定になっています。「行為」の内容に関する制限がないので、発明者が国内外の学会で発表することはもちろん、プレスリリースや試験販売することにも新規性喪失の例外規定が適用されることになります。

ただし、発明を公表した事実を記載した証明書を特許出願の願書に添付することが必要であること、および公表後6月以内に出願しなければならないことには、注意が必要です。改正法は2012年（平成24年）4月1日以降の出願に適用されます。

米国は、従来から発明者の行為に関して12か月の猶予期間を認めていますし、米国とFTAを締結した韓国でも同様の規定が制定されました。ただし、中国や欧州は、国際博覧会での公表だけを新規性喪失の例外規定の対象とする制度を変更しておらず、世界の主要国との間に相違がある点に注意しておく必要があります。

知的財産アドバイザー 櫻井 雄三

龍谷大学知的財産センター

NewsLetter ニューズレター
知的財産センター活動報告

編集・発行 知的財産センター事務部
瀬田学舎RECホール1F／内線7832

<http://chizai.seta ryukoku.ac.jp>